

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和8年2月6日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑥給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務 ⑧接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	①新健康管理システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバーGW ⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種対象者ファイル (2)統合連携DBサーバ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表14の項 ②番号法第9条第1項 別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 健康増進課、母子保健課
②所属長の役職名	健康増進課長、母子保健課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号279-0004 千葉県浦安市猫実一丁目2番5号 浦安市健康こども部健康増進課、母子保健課 電話番号 047-351-1111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、5情報又は住所を含む4情報による照会を原則としている。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	----------	--

当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	----------	---

判断の根拠		
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
平成28年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :未定 (別表第二における情報照会の根拠) :(17、18、19の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :未定 (別表第二における情報照会の根拠) :(13条)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :(16の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :(16の2、17、18、19の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(12条の2) (別表第二における情報照会の根拠) :(12条の2、12条の3、13条、13条の2)</p>	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康こども部健康増進課、母子保健課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 町山 貴秀	健康増進課長、母子保健課長	事後	
令和1年6月28日	" I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先"	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部健康増進課	健康こども部健康増進課、母子保健課	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和3年3月10日	評価書名	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	浦安市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	浦安市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為
令和3年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	<①事務の名称> 予防接種法に関する事務 <②事務の概要> 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法の実施の指示に関する事務 ③予防接種法の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務	<①事務の名称> 予防接種に関する事務 <②事務の概要> 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑥給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為
令和3年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :(16の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :(16の2、17、18、19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(12条の2) (別表第二における情報照会の根拠) :(12条の2、12条の3、13条、13条の2)	(浦安市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号別表第二第16の2・17・18・19・項、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12の2・12の2の2条・第59条の2 (浦安市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号別表第二第16の2・16の3項、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12の2・12の3・13・13の2条、第59条の2	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為
令和3年3月10日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康こども部健康増進課、母子保健課 電話番号 047-351-1111	郵便番号279-0004 千葉県浦安市猫実一丁目2番5号 浦安市健康こども部健康増進課、母子保健課 電話番号 047-351-1111		情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為
令和3年3月10日	II しきい判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為
令和3年3月10日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改版により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加された為
令和3年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2項	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日	令和5年10月20日	事後	評価再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日	令和5年10月20日	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年12月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10 条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第67条の2	①番号法第9条第1項 別表14の項 ②番号法第9条第1項 別表126の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年12月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、1150の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年12月12日命令 第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 12条の2、12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、26、153の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、27、28、29、153の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年12月3日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更のため
令和8年2月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑥給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務 ⑧接種者からの申請に基づき、新型コロナウィルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑥給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務 ⑧接種者からの申請に基づき、新型コロナウィルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事務合併に伴う変更